主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成21年4～6月	7～9月	10～12月	22年1～3月	22年2月	3月	4月	5月
受注総額	45,376	49,456	53,425	58,247	19,286	19,978	19,534	17,428
	(−7.3)	(9.0)	(8.0)	(9.0)	(1.6)	(3.6)	(−2.2)	(−10.8)
	〔−42.6〕	〔−30.2〕	〔 −5.8〕	〔 17.4〕	〔 26.7〕	〔 13.1〕	〔 29.4〕	〔 17.2〕
民需	25,547	24,937	25,095	25,854	8,616	8,855	8,907	7,625
	(−1.8)	(−2.4)	(0.6)	(3.0)	(2.8)	(2.8)	(0.6)	(−14.4)
	〔−28.0〕	〔−23.2〕	〔−10.1〕	〔 0.2〕	〔 −1.0〕	〔 2.5〕	〔 8.3〕	〔−16.0〕
〃（船舶・電力を除く）	20,818	20,671	20,904	21,514	6,955	7,329	7,619	6,929
	(−5.6)	(−0.7)	(1.1)	(2.9)	(−3.8)	(5.4)	(4.0)	(−9.1)
	〔−33.4〕	〔−27.3〕	〔−14.0〕	〔 −1.8〕	〔 −7.1〕	〔 1.2〕	〔 9.4〕	〔 4.3〕
製造業	7,328	6,844	7,994	9,129	3,052	3,134	2,963	2,562
	(5.4)	(−6.6)	(16.8)	(14.2)	(3.7)	(2.7)	(−5.5)	(−13.5)
	〔−47.2〕	〔−46.1〕	〔−17.3〕	〔 29.2〕	〔 37.1〕	〔 22.1〕	〔 27.0〕	〔 9.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	13,456	14,063	12,956	12,471	3,965	4,405	4,640	4,360
	(−10.4)	(4.5)	(−7.9)	(−3.7)	(−3.3)	(11.1)	(5.3)	(−6.0)
	〔−23.6〕	〔−11.8〕	〔−10.8〕	〔−15.0〕	〔−23.1〕	〔 −8.0〕	〔 0.8〕	〔 1.5〕
官公需	7,347	8,048	6,683	6,861	2,148	2,163	2,576	1,886
	(8.9)	(9.5)	(−17.0)	(2.7)	(−15.8)	(0.7)	(19.1)	(−26.8)
	〔 7.0〕	〔 20.5〕	〔 −0.8〕	〔 −1.9〕	〔 −1.7〕	〔 −6.0〕	〔 1.3〕	〔−19.4〕
外需	11,612	15,502	19,635	22,275	7,399	7,688	7,405	7,608
	(−6.9)	(33.5)	(26.7)	(13.4)	(3.0)	(3.9)	(−3.7)	(2.7)
	〔−65.7〕	〔−46.8〕	〔 −0.9〕	〔 72.2〕	〔 137.3〕	〔 52.4〕	〔 92.5〕	〔 129.5〕
代理店	1,816	2,004	2,183	2,356	793	791	885	727
	(−13.9)	(10.3)	(9.0)	(7.9)	(2.8)	(−0.3)	(11.9)	(−17.9)
	〔−44.9〕	〔−32.4〕	〔−13.0〕	〔 12.6〕	〔 16.5〕	〔 18.2〕	〔 37.8〕	〔 31.3〕
（参考）	23,344	23,154	23,326	24,796	8,259	8,351	8,540	6,960
民需(携帯電話を除く)	(−3.3)	(−0.8)	(0.7)	(6.3)	(0.9)	(1.1)	(2.3)	(−18.5)
	〔−28.6〕	〔−23.8〕	〔 −8.9〕	〔 2.9〕	〔 2.3〕	〔 3.6〕	〔 10.9〕	〔−15.4〕
（参考）	18,668	18,831	19,327	20,246	6,548	6,816	7,256	6,293
民需（船舶・電力・携帯電話を除く）	(−6.8)	(0.9)	(2.6)	(4.8)	(−4.9)	(4.1)	(6.5)	(−13.3)
	〔−34.7〕	〔−28.3〕	〔−13.1〕	〔 1.3〕	〔 −4.1〕	〔 2.5〕	〔 12.7〕	〔 8.3〕

（備考）1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成21年4～6月	7～9月	10～12月	22年1～3月	22年2月	3月	4月	5月
Ⅰ製造業計	5.4	−6.6	16.8	14.2	3.7	2.7	−5.5	−13.5
1食品製造業	22.6	−10.3	14.8	−18.7	14.0	−2.0	3.6	−28.7
2繊維・衣服製造業	−19.4	10.4	6.6	−0.2	−13.8	22.1	9.2	−2.8
3パルプ・紙・紙加工品	−12.3	22.8	−5.4	27.8	−26.5	17.9	23.6	−19.6
4化学工業	−8.7	−8.1	15.2	0.9	−20.9	−0.8	−12.8	−15.6
5石油製品・石炭製品	45.1	−34.0	−23.4	21.1	74.9	17.9	77.1	−81.1
6窯業・土石製品	−7.6	0.4	−2.4	−8.4	5.4	−4.3	94.5	−61.0
7鉄鋼業	−29.8	7.2	8.8	27.3	−41.4	61.2	−48.3	7.9
8非鉄金属	263.6	−63.2	−8.4	46.0	−12.5	−27.2	30.4	−24.4
9金属製品	−4.6	12.8	32.9	11.7	−55.1	41.2	−15.7	6.3
10一般機械	−11.7	−17.7	35.0	17.2	5.4	16.2	−3.6	1.4
11電気機械	2.0	8.1	10.3	15.4	−8.6	−14.3	31.4	−30.0
12情報通信機械	12.2	−3.1	46.2	5.0	14.7	17.1	−32.6	−14.9
13自動車・同付属製品	20.1	−1.8	19.6	23.5	6.7	4.3	−0.1	3.7
14造船業	9.5	5.2	−14.4	101.0	−0.9	63.6	−73.4	−5.5
15その他輸送用機械	5.7	−5.2	21.8	−0.8	55.1	−32.4	−17.3	41.2
16精密機械	−6.9	28.3	114.9	−34.1	5.3	−1.7	10.5	0.8
17「その他製造業」	−3.8	0.6	31.4	−7.4	−2.1	−4.8	−1.1	8.1
Ⅱ非製造業計	0.5	−3.0	−5.3	−4.6	8.8	1.9	4.2	−9.5
18農林漁業	−9.2	20.4	−2.1	1.0	6.3	−6.2	−4.1	−5.8
19鉱業	−0.2	50.7	−4.0	17.8	4.8	129.0	−51.7	20.8
20建設業	−20.3	10.3	−4.7	24.6	−2.9	7.9	−30.1	25.3
21電力業	37.7	−21.2	−3.9	7.1	35.7	−19.7	−14.0	−14.8
22運輸業	−33.5	2.0	−2.5	−1.9	−4.4	36.3	15.4	−34.2
23通信業	1.7	−5.9	−8.9	−8.9	9.9	27.6	−9.0	2.2
24卸売・小売業	−9.5	3.7	8.6	−8.1	−11.3	−1.2	4.8	−1.7
25金融・保険業	−6.9	7.9	−18.0	22.2	1.6	5.3	−8.2	3.9
26不動産業	−51.8	9.0	−22.8	−6.1	52.4	−21.1	24.7	−46.0
27情報サービス業	−5.4	2.1	−2.2	−6.5	−7.1	6.8	16.9	4.6
28リース業	−10.2	16.1	8.4	−19.6	−0.2	5.6	−4.3	−7.9
29「その他非製造業」	−20.4	4.9	−2.3	−2.4	−5.9	6.4	7.8	−3.1

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。

2．「情報サービス業」には、「新聞・出版業」を含む。

公告

謹告事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年7月21日

大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年８月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事１係

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　シン　ヨンム（SHEN YUNG MAO）

4　公判期日　平成22年８月12日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金塊合計1,574.85グラム（大阪地方検察庁堺支部平成22年領第711号符号１－１、１－２、１－３、４－１、４－２、４－３、７－１、７－２、７－３、10－１、10－２、10－３、13－１、13－２、13－３、16－１、16－２、16－３、19－１、19－２、19－３）